

「平成 24 年度国民経済計算確報」に係る利用上の注意

「平成 24 年度国民経済計算確報」については、本年 12 月以降、段階的に公表する予定である。これらの計数を利用するに当たっての注意点は以下のとおり。

1. 現行の国民経済計算は、平成 5 (1993) 年に国連が勧告した国際基準 (1993SNA) に基づいて推計を行っている。
2. 国民経済計算は、毎年、最新年 (度) の数値を「確報」として公表するとともに、新たに利用可能となった基礎統計を反映させるため、さらに 1 年遡って再推計を行い、「確々報」として公表している。「平成 24 年度国民経済計算確報」については、平成 24 年 (度) 計数 (確報値) 及び平成 23 年 (度) 計数 (確々報値) の推計を行う。
3. 「平成 24 年度国民経済計算確報」においては、利用可能な基礎統計を反映させることに加え、推計方法の一部見直し等を行う。主なものは以下のとおり。
 - (1) 東日本大震災に起因する特殊要因への対応 (平成 23 年 (度)、24 年 (度) 分)
東日本大震災に起因する特殊要因への対応については、昨年と同様の方法により、平成 23 年 (度)、24 年 (度) 分を記録している。昨年の方法については、下記ウェブサイトを参照されたい。
http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h23/sankou/pdf/tyui.pdf
 - (2) 「資金循環統計」改定の反映 (平成 23 年 (度)、24 年 (度) 分)
資金循環統計 (日本銀行) では、「平成 22 年度民間非営利団体実態調査」 (内閣府) 等を反映し、改定が行われたことを踏まえ、国民経済計算においても、平成 23 年 (度)、24 年 (度) 分につき、同改定を反映した。

(3) 政府関係諸機関の分類（平成 24 年（度）分）

平成 24 年度中に行われた政府関係諸機関の新設、統廃合等を踏まえて、国民経済計算における分類を行った（参考資料参照）。具体的には、平成 24 年度確報で新たに分類した主な機関とその分類は以下のとおり。

- ・ 東日本大震災復興特別会計は、「中央政府」
- ・ 株式会社国際協力銀行、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社地域経済活性化支援機構は、「公的金融機関」
- ・ 日本郵便株式会社は、「公的非金融法人企業」